

HACCP 対応の機能確認

時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠に有難う御座います。

【改正食品衛生法】

2020年6月1日より「HACCPに沿った衛生管理」の制度化が始まり、この時点より段階的にHACCP対応が求められるようになりました。制度化開始より1年間は、猶予期間とされ、2021年6月1日より完全義務化になり、原則すべての食品等事業者でHACCPに沿った衛生管理が完全義務化になりました。

HACCPの義務化より5年が経過し、保健所の監査では、「監査員によるHACCPに関する確認が増えている。」との情報もございます。

検証や内部監査でHACCPの機能に関し確認をして頂いておりますが、監査員の認識や理解の違いにより、間違った判断をしている可能性も否定できません。夏の繁忙期を迎える前に「HACCPの機能確認」のご検討、及び実施をお願い致します。

【HACCP 機能確認】

製品水委員会(プラント品質管理部会)では、2016年5月より「HACCPの義務化(一般衛生、7原則12手順)」に関する複数の講習会を開催いたしました。この講習会で学んだHACCPの機能について、検証や内部監査で毎年確認を実施し、必要に応じて更新をして頂いていると思います。

【確認漏れや更新忘れの確認】

- ・一般衛生は維持できていますか？
- ・HACCP チームメンバー表は更新されていますか？
- ・設備の変更や追加などでの製造工程図は変更されていますか？
- ・製造工程に変更があった場合は、製造工程図及び危害要因、危害要因分析表の見直し、更新を実施していますか？
- ・改善措置は対応できていますか？改善措置記録を活用し保管されていますか？
- ・必要な記録は保管されていますか？
- ・その他、下記 URL より再度ご確認頂き、必要に応じた対応をお願いいたします。

「HACCP に基づいた衛生管理」 [haccp_delivery_guideline.pdf](https://www.jdsa.or.jp/haccp_delivery_guideline.pdf)

製品水委員会 品質規格部会では、更なる宅配水業界の健全なる発展を目指して参ります。委員会活動へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。